

太 監 事 第 24-1 号
平成 28 年 11 月 29 日

太 子 町 長 服 部 千 秋 様

太子町監査委員 水 野 賢 司

太子町監査委員 森 田 眞 一

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査報告書

1. 監査期間 平成 28 年 10 月 17 日（月）から 11 月 4 日（金）まで

2. 監査場所 議会棟議会図書室・各施設

3. 監査月日と対象

月 日	所 属 名
10 月 17 日	企画政策課、総務課、財政課、議会事務局
10 月 20 日	町民課、生活環境課、太子西中学校、石海小学校、石海幼稚園
10 月 28 日	会計課、税務課、上下水道事業所
10 月 31 日	社会福祉課（保育所含む）、産業経済課、社会教育課、まちづくり課
11 月 2 日	体育館、文化会館、歴史資料館、図書館
11 月 4 日	給食センター、管理課（幼小中含む）、さわやか健康課、高年介護課

4. 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

（1）収入事務

（2）支出事務

- ① 負担金、補助金及び交付金の状況について
- ② 委託契約状況について
- ③ 財産及び備品の購入及び管理状況について
- ④ 工事及び修繕の状況について
- ⑤ 管理経費の状況について

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について監査の結果、適正に執行されているものと認められた。

（1）収入事務

①徴収事務

町税及び税外収入の滞納が町財政の圧迫要因となっていることを踏まえて、昨年度に引き続き各種過年度滞納分についての取組状況を聞き取り調査した。

支払困難者への分納誓約の推進、児童手当からの事前徴収など努力の跡は見られるが、負担の公平性の見地からも、分納誓約の確実な履行、定期的な訪問徴収など滞納解消に向けた地道な取り組みが引き続き必要と思われる。

また、滞納整理を強化する中で、関係法令に基づき適切かつ迅速に執行停止及び不納欠損の処理を行われたい。

②現金取扱い事務

公金の収支及び現金残高は毎月の例月出納検査で検証しており、各課に預けている
つり銭用の現金管理状況についても会計課で随時確認されている。

また、出先機関の使用料金等取扱い状況について確認したが、受け入れた使用料金
等は窓口で長期間保管せずに財務規則に基づき適正に処理されたい。

(2) 支出事務

①経常的経費について

賃金計算については適正に処理されている。

②財産、備品について

備品管理については適正に処理されている。

③委託契約について

昨年度に一部に不備が見受けられた印紙貼付漏れについて、今年度の処理状況は適
切であると認められた。

④工事及び修繕について

工事や修繕の発注について特記するものは無いが、今後も引き続き透明性、公平性、
競争性の原則に則って取り組まれない。また、給食センターや東中学校校舎等、施設
の建設や大規模改修の大型工事が控える中、担当課においては今年度に予定されてい
る事業について計画どおり執行願いたい。

⑤負担金、補助金及び交付金について

負担金は、必要性、効果、金額の根拠と妥当性、団体が目的・役割どおりの活動を
しているか等々、惰性に流れず常に原点に戻って見直し願いたい。

補助金は、抽出した交付先の書類調査、一覧表からの聞き取り調査の結果、申請書
の提出から概算払いまでの処理状況は適切であると認められた。